

平成21年2月  
平成21年度当初予算案の概要

山形県後期高齢者医療広域連合

## 1 予算編成における留意事項

- (1) 平成21年度の事務局体制は、今年度と同じ職員22名、嘱託1名、事務補助員1名の計24名とした。
- (2) 一般会計は平成20年度の予算執行状況をベースに積算した。
- (3) 特別会計は、既に医療費やその財源となる保険料が平成20年度～21年度の2ヵ年を見通して算定されていることから、それらを基礎として積み上げを行った。
- (4) 市町村負担金のうち共通経費分については、すべて一般会計の歳入に計上し、必要額を特別会計に繰出すことに改めた。

## 2 一般会計

予算総額は709,850千円で、前年度160,500千円に比べ549,350千円の増

### 《平成20年度との相違点》

- (1) 一般管理費のうち派遣職員にかかる人件費負担金について、県及び国保連からの4名の派遣が平成20年度限りのため、所要額を増額。45,939千円の増
- (2) 3款民生費を新たに設け、特別会計で必要な市町村負担金（共通経費）について、一般会計から繰出すため繰出金を計上。501,546千円
- (3) 老人福祉費について、より良い制度運営を図るため、有識者や関係者から意見を聞く場として「山形県長寿医療懇談会」を新設し運営する経費。278千円

## 3 特別会計

予算総額は130,929,538千円で、前年度114,529,200千円に比べ16,400,338千円の増

### 《平成20年度との相違点》

- (1) 市町村負担金のうち保険料等負担金について、被保険者数が増加するものの、低所得者に対し被保険者均等割の9割軽減を新設し所得割を50%軽減する追加軽減措置等により減額。326,674千円の減
- (2) 基金繰入金について、平成21年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額及び低所得者に係る保険料追加軽減、並びに広域連合及び市町村が行う「説明会の開催及び周知広報に要する経費」及び「きめ細やかな相談のための体制整備等に関する経費」の財源に充てるため、平成20年度に積み立てた高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰入する。865,787千円
- (3) 繰越金を新設し、保険料特定期間分（平成20年度予算において保険給付費が11ヶ月分のため生じる保険料剰余金）を計上する。735,240千円

(4) 総務管理費のうち

- ①システム構築及び運用支援業務委託料について、国保連へ委託の広域連合標準システムの運用に関し、システム構築が一段落し、オペレーターを1人減とするものの、高額療養費カスタマイズ運用の追加、高額介護合算療養費に伴う改修などがあり増額。

11,812千円の増

- ②臨時特例交付金市町村補助金として、市町村が実施する「説明会の開催及び周知広報」、「きめ細やかな相談体制のための体制整備等」の特別対策経費への補助金を新たに計上。 9,305千円

- ③償還金利子及び割引料として、保険給付費等の支払いの際に資金不足が発生した場合の一時借入れについての利子を計上。 19,521千円

(5) 賦課徴収費について、総務管理費に統合し、皆減。 6,071千円の減

- (6) 保険給付費について、平成20年度は制度初年度のため、診療月が4月から2月までの11ヶ月分の見積であったが、平成21年度は3月から2月までの12ヶ月分となるため、1ヶ月分増額。 17,092,835千円の増

- (7) 予備費については、保険料特定期間分を減額。 735,240千円の減